

北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025 出店に係わる誓約事項

次の誓約事項全てを遵守することに同意いただける方のみ、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025」出店申込みを受付します。

☐ 申込・出店関係

- (1) 申込書に記載した内容について、虚偽はありません。また、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に連絡します。
- (2) 運営するスタッフを含めて自らが暴力団と一切の関係はなく、旭川市暴力団排除条例を遵守します。
- (3) 出店場所の配置については、適正な事情がある場合を除き、実行委員会の指示に従います。
- (4) 搬出入等の一時的な場合を除き、指定されたスペース以外に物品を置きません。
- (5) 出店テントや出店看板への装飾については、指定の範囲内で行います。
- (6) 準備・撤去期間及び会期中の車両進入については、指定の時間及び経路を厳守します。
- (7) 営業・販売中の飲酒、指定場所以外の出店テント内を含む会場内での喫煙はしません。
- (8) 調理を伴う場合、油飛び等の汚れが付着することが想定される範囲において路面を養生することとし、養生の不備等により清掃費用が発生することとなった場合は費用を負担します。
- (9) 出店テント内のレイアウトは、三方囲いを前提としたものとし、火気器具類の四方周囲には安全な離隔距離を設け、周囲に可燃物や危険物を置かず、十分な離隔距離を確保できない場合は、耐火ボード等を設置します。不燃性ではない机や作業台の上に設置する場合は、スレート板や耐火ボードを敷いた上に設置するものとし、路面に設置する際、床の養生材が不燃性でない場合は耐火レンガや耐火ブロックを用います。また、火気器具類の使用に際し、使用期限が経過していない業務用の消火器を準備します。
なお、これらの対策が不十分で、路面や実行委員会が手配した備品等が破損した場合は、実行委員会からの請求に従い補償に応じます。
- (10) 出店料の支払いや書類の提出については、実行委員会が定めた期日までにを行います。
- (11) 食品の調理提供にあたり、直前加熱しないものについては検食を72時間保存し、開催期間後であっても実行委員会等の求めに応じて提供します。

☐ 保健所関係

- (1) 換気や排熱等、やむを得ない場合の一時的なものを除き、出店テントの三方囲いを徹底します。
- (2) 出店テント内に手洗い設備を設け、手洗い・消毒を徹底します。
- (3) 温度管理が必要な食品について、保温温度は65℃以上、保冷温度は10℃以下を徹底します。
- (4) 各種加熱調理(電子レンジ含む。)にあたっては中心部が75℃以上を1分間以上保つことができる条件で加熱します。
- (5) 申請にない品目及び申請内容と異なる内容での提供はしません。

☐ ごみ処理関係

- (1) 設営から販売に際して発生したごみは、各日の終了後に責任を持って持ち帰り処理します(市外出店者で持ち帰りが困難な場合は、実行委員会が手配したごみ処理業者(有料)が指定した場所、時間を遵守し、適切に処理を行います。)
- (2) 食用油については持ち帰りや廃油回収業者に依頼するなど適正に処分し、仮設の排水設備、既存の排水溝・マンホール・グレーチング等に捨てることはしません。

☐ その他

- (1) 持込品の搬入出時の事故、運営店舗での火災及び自らの過失で発生させた飲食販売に起因するすべての事項については、直ちに実行委員会に報告の上良識と責任を持って解決し、実行委員会に一切の損害賠償などの請求は行いません。
- (2) 現金その他持込物品の管理は自身で行うものとし、紛失・盗難・破損等について、実行委員会が一切責任を負わないことについて了承します。
- (3) その他、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025出店規程」に規定する事項を遵守します。
- (4) 上記誓約を遵守しなかった場合は、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2025出店規程18」の規定に従い、会期中であっても出店を取り消すことに同意するとともに、一切の異議申立てをしません。また、その場合、出店料の返金のほか、一切の補償を請求しません。